

様式No. C-1-③
保護者配布用（札幌自由の森）



預かり保育のしおり

～ 子どもたちの健やかな成長を願って～
学校法人 北邦学園

連絡・お問い合わせ先
「預かり保育のことです」とお問い合わせください
認定こども園札幌自由の森幼稚園・保育園
Tel 011-375-4361 Fax 011-375-4366

1. はじめに

子どもをはぐくみ育てる日常的な様々な苦勞は、常に変りなく、楽しくもあり苦しくもあるものです。私たちは子育てを専門職としての視点でとらえながら、家庭と密に連携を取り、一人ひとりの個性を見据えながらサポートする役割は重要であると考え、子育て支援の一環として預かり保育を実施します。

2. 実施について

預かり保育の実施については、保育活動との関連を充分に考えながら実施します。
園長の指導のもとに、**預かり保育専任の保育教諭等が担当**します。

3. 預かり保育の対象児

本園の在園児(満3歳以上)を原則としています。

4. 預かり保育を実施する日

預かり保育は、年間を通じて、月～土、毎日実施します。

(ただし、**祝日、ネイチャーオリンピック（運動会的行事）**、7/31 北海道私立幼稚園協会研究大会、8/15・16、8/19・20（夏期学園合同研修会）、9/5・6(年長お泊まり会)、10/4 北海道私立幼稚園協会研修・道央ブロック大会、10/31(願書受付日)、**森のファンタジー（発表会的行事）**、12/29～1/4、3/31（新年度準備）を除きます）

※市の定める実施要件に沿って、預かり保育お休みの日を設定しています。

※各種研究大会は、毎年開催日が変動します。

5. 預かり保育の料金について

時間帯による料金は、下記の一覧表をご覧ください。

預かり保育の料金は、人件費・教材費・光熱水費・おやつ代などに使われます。

6. 料金の支払い方法について

- ・**月末締めで翌月10日に、現金**でお支払いください。（長期休み明けや年度末は、集金日は変則）
（預かりで給食を頼んだ場合は給食代も含みます。また10日が休日の場合は休み明けに徴収します。）
（預かり給食代については、右を参照してください）
- ・兄弟姉妹の割引はありません。

預かり保育時間帯・料金等一覧表

	預かり保育時間帯 (B：一日の基本時間)					一日契約料金・時間外単価 (1日ごと、時間単位の申し込みの方)			一月契約料金 (1ヶ月単位での申し込みの方)		
① 通常期午後保育 (9：00～14：30)	7：00	9：00	12：00	14：30	16：00	18：00	A：早朝保育	7：00～9：00	1回200円	月額 15,000 円	
	9：00	18：00				19：00	B：通常合同保育後	午前 16：00・午後 18：00 まで	1回400円		
② 通常期午前保育 (9：00～12：00)	A	午後保育		B (保育後～18：00)		D	C：通常合同保育後	4 時間 16：00 を超える場合	1 時間 100 円		* 一月契約の対象時間は 7：00～18：00 までとします。
		午前保育	B (保育後～16：00)		C		D：時間外保育	18：00～19：00	1 回 200 円		
③ 土曜日・振替休園日	7：00	9：00	17：00			18：00	A：早朝保育	7：00～9：00	1 回 200 円	* 前月末までの申し込みとします。 (実際の利用が少なかった場合でも 契約の取り消しはいたしかねます)	
	9：00	18：00			19：00	B：休業日保育	9：00～17：00 1 回最大 8 時間まで	1 回 800 円			
	A	B (9：00～17：00)			C	D	C：休業日保育後	17：00 を超える場合	1 時間 1 00 円		
							D：時間外保育	18：00～19：00	1 回 200 円		
④ 長期休業 (夏・冬・春休みの 月～金曜日)	7：00	9：00	14：00			18：00	A：早朝保育	7：00～9：00	1 回 200 円	* 18：00 以降のご利用は 別途料金をいただきます。 (1 回 200 円)	
	9：00	18：00			19：00	B：休業日保育	9：00～14：00 1 回最大 5 時間まで	1 回 500 円			
⑤ 臨時休園日※	A	B (9：00～14：00)		C		D	C：休業日保育後	14：00 を超える場合	1 時間 1 00 円		
							D：時間外保育	18：00～19：00	1 回 200 円		

※臨時休園日…4月の年少休み。年長お泊まり会。願書受付日。(願書受付が土曜の場合は③の料金となります。)
その他、教育日数を下らない範囲内で、園が臨時で必要と定めた休園日が対象です。